

固定資産税

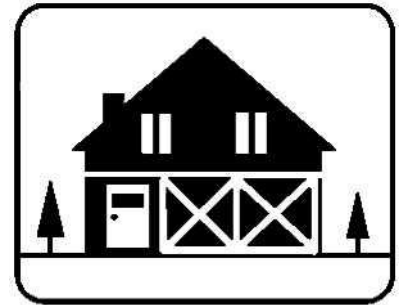
住宅耐震改修の減額について

改修後 3 か月以内の申請により、居住部分床面積(※1 戸あたり 120 m²を限度)に相当する翌年度の固定資産税の 2 分の 1 が減額されます。

※この特例は、固定資産税の減額(バリアフリー、省エネ)と同じ年での併用はできません

住宅等の要件

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること
(併用住宅は居住用面積の割合が 2 分の 1 以上)



対象となる工事

1. 現行の耐震基準に適合した改修工事であること
2. 基準となる工事費用

| 工事完了期間 | 改修工事費用から補助金等を控除した額 |
|--------------------|--------------------|
| 令和 13 年 3 月 31 日まで | 50 万円を超えること |

必要な書類

1. 住宅改修固定資産税減額申告書
2. 耐震基準適合証明書
(地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関及び指定確認検査機関等発行)
3. 工事明細書
(耐震基準適合住宅の耐震改修に要した費用を証する書類)

提出・お問い合わせ

鶴岡市役所 総務部課税課資産税評価係 電話 0235-35-1179